

## 太極の会規約

1. 名称 本会は“太極の会”と称する。
2. 目的 本会は自らの力で心と体の健康を計りお互いの幸いを願う事を目的とする。
3. 会員 会員は区内在住、在勤、在学者とするが、会員の紹介による例外は少人数認められる。
4. 所在地 本会の事務所を 杉並区阿佐谷南 3-7-5 山本とし 方とする。
5. 活動内容 本会は目的実現のため次の活動をおこなう、  
(イ) 原則として、月 4 回の太極拳の稽古を行う。  
(ロ) 区の行事に積極参加する。  
(ハ) 同じ太極拳の仲間の行事にも参加する。
6. 役員 本会の運営のため下記の役員をもうける。  
会長 1 名、副会長 1 名、会計 1 名、監査 1 名、
7. 役員の職務 会長は会を代表し会員を統括する  
副会長は会長を補佐する。  
会計は経理を担当する。  
監査は経理の適正を確認する。
7. 役員を選出及び任期 役員を選出は会員の互選による。再選は妨げない。  
役員任期は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。
8. 会費 本会に入会する者は毎暦月 1,000 円を納入する。入会金はなし。
9. 規約の改正 規約の改正は総会出席者の過半数の議決による。
10. 会議 総会は毎年 3 月に行い、会計報告を承認した後、新役員を選出する。
11. 施行日 平成 30 年 12 月 1 日より施行する。

平成 30 年 11 月 29 日改正